

第1章 総 則

1 目的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「省令」という。）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び指導基準並びに運用を明確にし、当市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなど法令基準によるものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び建築物の密集性や当市消防機関の消防力あるいは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当市が附加した事項も含まれている。

このうち行政指導事項（基準内は▲●で表示）は、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者に義務を課すものではなく、相手方の任意の協力により実現されるものである。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者に対して、火災に対する安全性の向上、必要性や具体策について、火災事例や技術的背景等を踏まえた説明をし、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得て具体化することに留意する必要がある。

なお、当該事項に係る行政指導は、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないように配慮が必要である。

凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）

▲：行政指導基準であることを示す印

●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印

3 基準の適用範囲

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

なお、この基準適用の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準は、従前の例によることとして差し支えない。

4 認定品（省令第 31 条の 4 関係）

省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具（以下「認定品」という。）であり、**第 1-1 表**に示すものをいう。

第1章 総 則

第 1 - 1 表

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告示（略称）	登録認定機関
○ 第11条の2第2号 ○ 第12条第1項第1号の2 ○ 第13条の6第4項第7号 ○ 第18条第4項第3号の2 ○ 第22条第1号の2	屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース並びに屋外消火栓設備の放水用器具	屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年3月消防庁告示第2号）〔屋内消火栓等告示〕	○ 日本消防検定協会 ○ （一財）日本消防設備安全センター（放水口）
○ 第12条第1項第6号ニロ及びホロ ○ 第14条第1項第10号 ○ 第16条第3項第2号の2 ○ 第18条第4項第8号 ○ 第22条第8号	合成樹脂製の管及び管継手	合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年3月消防庁告示第19号）〔合成樹脂管等告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
○ 第12条第1項第6号ホイ並びにトイ及びロ	金属製管継手及びバルブ類	金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年12月消防庁告示第31号）〔金属製管継手等告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
○ 第12条第1項第7号ニ	ポンプ方式の加圧送水装置 圧力水槽方式の加圧送水装置 加圧送水装置の制御盤	加圧送水装置の基準（平成9年6月消防庁告示第8号）〔加圧送水装置告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
○ 第14条第1項第6号へ	スプリンクラー設備の送水口	スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成13年6月消防庁告示第37号）〔送水口告示〕	（一社）日本消防放水器具工業会
○ 第13条の4第2項、同条第3項第1号 ○ 第13条の6第1項第5号、同条第2項第5号 ○ 第14条第2項第3号	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年8月消防庁告示第6号）〔放水型ヘッド等基準告示〕	日本消防検定協会
○ 第19条第2項第4号、同条第3項第4号 ○ 第20条第1項第4号、同条第2項第2号 ○ 第21条第1項第3号及び同条第2項第2号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の噴射ヘッド	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成7年6月消防庁告示第7号）〔噴射ヘッド告示〕	（一財）日本消防設備安全センター

第1章 総 則

○第19条第5項第6号の2、第8号、第9号二、第12号及び第13号ハ ○ 第20条第4項第4号イ、第6号の2、第8号及び第11号 ○第21条第4項第3号ロ及びハ、第5号の2並びに第12号 ○ 第19条第5項第10号 ○ 第20条第4項第4号ロ、同条第5項 ○ 第21条第4項第3号二、同項第7号ホへ及び同条第5項 ○ 第19条第5項第11号二 ○ 第20条第4項第10号 ○ 第21条第4項第11号 ○ 第19条第5項第17号二 ○ 第20条第4項第13号 ○ 第21条第4項第15号 ○ 第19条第5項第19号イ（ハ） ○ 第19条第5項第19号の3 ○ 第20条第4項第14号の2 ○ 第19条第6項第6号 ○ 第20条第5項第3号 ○ 第21条第5項第3号 ○ 第21条第4項第9号ハ	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の容器弁、安全装置及び破壊板	不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年8月消防庁告示第9号）（容器弁等告示）	（一財）日本消防設備安全センター
	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の放出弁	不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成7年1月消防庁告示第1号）（放出弁告示）	
	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の選択弁	不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年1月消防庁告示第2号）	
	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の音響警報装置	不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準（平成7年1月消防庁告示第3号）	
	不活性ガス消火設備の閉止弁	不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和4年9月消防庁告示第8号）	
	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤	不活性ガス消火設備等の制御盤の基準（平成13年6月消防庁告示第38号）	
	移動式の二酸化炭素消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備及び移動式の粉末消火設備のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースルール	移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースルールの基準（昭和51年2月消防庁告示第2号）	
	粉末消火設備の定圧作動装置	粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年1月消防庁告示第4号）（定圧作動装置告示）	

第1章 総 則

○警報設備

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示（略称）	登録認定機関
○ 第24条第5号ト及び第5号の2ニ	地区音響装置	地区音響装置の基準（平成9年6月消防庁告示第9号）	日本消防検定協会
○ 第24条の2の3第2項	ガス漏れ検知器	ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和56年6月消防庁告示第2号）〔ガス漏れ検知器告示〕	
○ 第25条第3項第1号	火災通報装置	火災通報装置の基準（平成8年2月消防庁告示第1号）〔火災通報装置告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
○ 第25条の2第3項	非常警報設備の非常ベル、自動式サイレン及び放送設備	非常警報設備の基準（昭和48年2月消防庁告示第6号）〔非常警報告示〕	日本消防検定協会

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示（略称）	登録認定機関
○ 第27条第1項第11号	避難はしご	避難器具の基準（昭和53年3月消防庁告示第1号）〔避難器具告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
	すべり台		
	避難ロープ		
	救助袋		
	すべり棒		
	避難用タラップ		
	避難橋		
	避難器具用ハッチ	避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年4月消防庁告示第2号）〔避難器具設置基準告示〕	（一社）全国避難設備工業会

○ 第28条の3第6項	誘導灯	誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年3月消防庁告示第2号）〔誘導灯告示〕	(一社)日本電気協会 (一財)日本消防設備安全センター (一社)日本消防防災電気エネルギー標識工業会

○消火活動上必要な施設

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○ 第30条の3第3号イ ○ 第31条第5号ハ並びにニイ及びロ	金属製管継手及びバルブ類	金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年12月消防庁告示第31号）〔金属製管継手等告示〕	(一財)日本消防設備安全センター
○ 第30条の3第4号ホ ○ 第31条第4号の2	連結散水設備及び連結送水管の送水口	スプリングクラマー設備等の送水口の基準（平成13年6月消防庁告示第37号）〔送水口告示〕	(一社)日本消防放水器具工業会
○ 第30条の3第1号ヘ	散水ヘッドのうち、開放型のもの	開放型散水ヘッドの基準（昭和48年2月消防庁告示第7号）	(一財)日本消防設備安全センター
○ 第31条第4号の2及び第6号ロ	連結送水管の放水口及び放水用器具	屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年3月消防庁告示第2号）〔屋内消火栓等告示〕	○ (一財)日本消防設備安全センター ○ 日本消防検定協会

○電気設備

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示（略称）	登録認定機関
○ 第12条第1項第4号イ（二）(1)	キュービクル式非常電源専用受電設備	キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年5月消防庁告示第7号）	(一社)日本電気協会
○ 第12条第1号第4号イ（ホ）	配電盤及び分電盤	配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月消防庁告示第10号）〔配電盤等告示〕	(一社)日本電気協会
○ 第12条第1項第4号ロ（二）	自家発電設備	自家発電設備の基準（昭和48年2月消防庁告示第1号）〔自家発告示〕	(一社)日本内燃力発電設備協会
○ 第12条第1項第4号ハ（二）	蓄電池設備	蓄電池設備の基準（昭和48年2月消防庁告示第2号）〔蓄電池告示〕	(一社)日本電気協会
○ 第12条第1項第4号ニ（ロ）	燃料電池設備	燃料電池設備の基準（平成18年3月消防庁告示第8号）〔燃料電池告示〕	(一社)日本電気協会
○ 第12条第1項第4号ホ（ロ）ただし書	耐火電線	耐火電線の基準（平成9年12月消防庁告示第10号）	(一社)電線総合技術センター
○ 第12条第1項第5号ロただし書	耐熱電線	耐熱電線の基準（平成9年12月消防庁告示第11号）	(一社)電線総合技術センター

○総合操作盤

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示（略称）	登録認定機関
○ 第12条第1項第8号 ○ 第14条第1項第12号 ○ 第16条第3項第6号 ○ 第18条第4項第15号 ○ 第19条第5項第23号 ○ 第20条第4項第17号 ○ 第21条第4項第19号	総合操作盤	総合操作盤の基準を定める件（平成16年5月消防庁告示第7号）〔操作盤基準告示〕	○日本消防検定協会 ○(一財)日本消防設備安全センター

○ 第22条第11号 ○ 第24条第9号 ○ 第24条の2の3第1項第10号 ○ 第25条の2第2項第6号 ○ 第28条の3第4項第12号 ○ 第30条第10号 ○ 第30条の3第5号 ○ 第31条第9号 ○ 第31条の2第10号 ○ 第31条の2の2第9号	総合操作盤	総合操作盤の基準を定める件（平成16年5月消防庁告示第7号）（操作盤基準告示）	○ 日本消防検定協会 ○（一財）日本消防設備安全センター
--	-------	---	---------------------------------

○必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機器器具	告示（略称）	登録認定機関
○ 必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年5月総務省令第92号）	パッケージ型消火設備	パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年5月消防庁告示第12号）（パッケージ型消火設備告示）	（一財）日本消防設備安全センター
○ 必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年5月総務省令第92号）	パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年5月消防庁告示第13号）（パッケージ型自動消火設備告示）	○ 日本消防検定協会 ○（一財）日本消防設備安全センター
○ 特定駐車場における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年3月総務省令第23号）	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手	特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年3月消防庁告示第5号）（特定駐車場告示）	日本消防検定協会